

# ⑥空き家除却支援補助

老朽空き家の解体を促進するため、市内事業者を利用した空き家の解体費用の一部を補助します。

## 補助額等

空き家を除却(解体・撤去)する費用  
(補助限度額:10万円, 補助率 1/10)

※予算に限りがあるため、補助申請の前にご相談ください

## 対象空き家

市内にある空き家及び空き店舗

## 補助対象者

老朽空き家の所有者など

## 提出書類

### 事業実施前

- ①交付申請書
- ②解体費等の見積書(写し)等
- ③空き家の現在の所有者が確認できるもの  
(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④工事計画書
- ⑤解体工事業等の許可証の写し
- ⑥建築リサイクル届出書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)
- ⑦市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑧その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

### 事業完了時

- ①事業実績書
- ②解体費等の領収書(写し)
- ③空き家の除却前・中・後の写真
- ④再資源化等報告書の写し  
(建設リサイクル法届出工事の場合)

## 条件

江田島市に登録された空き家であること  
解体を予定している対象地番に、複数の建物がある場合は、全ての建物を解体すること  
市内事業者で解体を行うこと

## 注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません  
実績報告は3月10日まで  
**危険家屋除却補助との併用はできません**



お問い合わせ先 江田島市土木建築部  
都市整備課 TEL0823-43-1647